

**ぷらっとホーム世田谷における就労支援業務委託  
事業者募集要項**

令和7年10月  
世田谷区

## 目 次

|    |              |     |
|----|--------------|-----|
| 1  | 趣旨           | P 2 |
| 2  | 概要           | P 2 |
| 3  | 提案限度額        | P 2 |
| 4  | スケジュール（予定）   | P 2 |
| 5  | 参加資格         | P 3 |
| 6  | 参加表明書の提出     | P 3 |
| 7  | 施設見学（希望者のみ）  | P 4 |
| 8  | 質問票の提出       | P 5 |
| 9  | 企画提案書の提出     | P 5 |
| 10 | 審査           | P 6 |
| 11 | 応募にあたっての留意事項 | P 7 |
| 12 | 本件担当         | P 8 |

### 【別添】

|          |    |
|----------|----|
| ○業務内容説明書 | 別添 |
| 1        |    |

### 【様式】

|            |    |
|------------|----|
| ○参加表明書兼宣誓書 | 様式 |
| 1          |    |
| ○事業計画者連絡先  | 様式 |
| 2          |    |
| ○辞退届       | 様式 |
| 3          |    |
| ○質問票       | 様式 |
| 4          |    |
| ○企画提案書     | 様式 |
| 5          |    |

## 1 趣旨

世田谷区（以下、「区」という。）では、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」（世田谷区太子堂二丁目16番7号 三軒茶屋分庁舎5階）において、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への支援と、生活保護法に基づく生活保護受給者への就労支援を一体的に実施しております。

本業務は、区が別に契約する「ぷらっとホーム世田谷運営業務委託」の受託事業者と連携して、生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援を実施するものであり、この公募は令和8年4月以降の本業務を請け負う事業者を募集するものです。

## 2 概要

### （1）業務内容

詳細は【別添1】業務内容説明書のとおりです。

### （2）履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※本業務にかかわる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当されることを条件とします。

※契約は単年度ごととし、業務の履行が良好と認められた場合に限り、次年度の契約を締結することとします。

## 3 提案限度額

### （1）令和8年度

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ① 生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務 | 72,625,000円（税込） |
| ② 住居確保給付金受給者に対する就労支援業務   | 10,375,000円（税込） |
| ③ 被保護者就労支援事業に係る就労支援業務    | 20,750,000円（税込） |

### （2）令和9～10年度

令和8年度と同程度の見込み

※実施経費については、各年度の予算が議決し、予算配当されることを条件とします。

※実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとします。

※当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとします。

## 4 スケジュール（予定）

本公募における審査等のスケジュールは次のとおりです。

※応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性があります。

| 時期                      | 内容           |
|-------------------------|--------------|
| 令和7年10月27日（月）           | 手続き開始の公告日    |
| 令和7年10月27日（月）～11月10日（月） | 事業者募集要項の交付期間 |
| 令和7年11月10日（月）           | 参加表明書の提出期限   |
| 令和7年11月12日（水）           | 招請通知の発送      |
| 令和7年11月18日（火）           | 施設見学の連絡期限    |

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 令和7年11月26日（水）予定 | 施設見学（希望者のみ）                 |
| 令和7年11月28日（金）   | 質問票の提出期限                    |
| 令和7年12月3日（水）    | 質問に対する回答                    |
| 令和7年12月9日（火）    | 企画提案書の提出期限                  |
| 令和7年12月中        | 一次審査（書類審査、財務審査）             |
| 令和8年1月中         | 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング<br>審査） |
| 令和8年1月中         | 選定結果通知の発送                   |

## 5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- （１）区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （２）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- （３）区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （５）「ぷらっとホーム世田谷における就労支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

選定委員会の構成員は、下記のとおり。

|     |        |                    |
|-----|--------|--------------------|
| 委員長 | 福島 正洋  | 弁護士                |
| 委員  | 浅川 悦子  | NPO 法人コンチェルティノー理事長 |
|     | 遠藤 慧   | 社会福祉協議会職員          |
|     | 田中 耕太  | 保健福祉政策部長           |
|     | 工藤 木綿子 | 世田谷総合支所保健福祉センター所長  |

- （６）次の業務のうち、いずれかを受託した実績があること。
  - ① 生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務  
（生活困窮者に対する就労支援業務）
  - ② 被保護者就労支援事業に係る就労支援業務（生活保護受給者に対する就労支援業務）
  - ③ 上記に関連・類似する就労支援に関する業務
- （７）職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第30条又は第33条の規定に基づく職業紹介所の許可を受けており、かつ生活困窮者、生活保護受給者の就労を目的とした求人先の開拓実績がある、又はこれに類似する求人先の開拓実績があること。

## 6 参加表明書の提出

本公募への応募を希望する事業者は、次により参加表明書を提出してください。

※参加表明書を提出しなかった場合は、本公募に参加することはできません。

### （１）提出書類

- ① 参加表明書兼宣誓書（様式1）
- ② 事業計画者連絡先（様式2）
- ③ 決算書（直近の3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、資産収支計算書））
- ④ 法人の定款又は寄附行為等の写し（発行年月日から3か月以内）

- ⑤ 登記事項証明書（発行年月日から3か月以内）
- ⑥ 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書（発行年月日から3か月以内）
- ⑦ 法人概要資料
  - （ア）法人の沿革・概要
  - （イ）理事会等役員一覧表
  - （ウ）法人パンフレット（作成している場合のみ）
- ⑧ 参加資格（6）の実績が分かる資料（契約書の写し等、受託年度・受託業務・事業内容・契約法人名が証明できる書類）

## （2）提出部数・綴り方

- ① 提出部数
  - （ア）正本 1部
  - （イ）副本 1部
- ② 綴り方
  - （ア）表紙を含め、提出書類①～⑧の順番で（A4判・縦型・左綴じ）で綴り、2か所にホチキス止めをしてください。表紙に、参加表明書のタイトル・法人名を記入し、書類ごとにインデックスを付して提出してください。なお、ファイルで綴る必要はありません。
  - （イ）副本については、表紙を含め全ての書類に法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。具体的には法人名、代表者名、法人ロゴマーク、印影は全て消すようにしてください。マジック等で塗りつぶした場合、透けて見えてしまうので、塗りつぶしたものをコピーする等、完全に見えない状態にしてください。

## （3）提出期限・提出先

- ① 提出期限  
令和7年11月10日（月）午後5時まで
- ② 提出先  
「12 本件担当」をご確認ください。

## （4）提出方法

持参又は郵送（締切日必着。郵送は簡易書留やレターパックに限ります。）  
※持参の場合は、必ず電話予約の上、ご来庁ください。

## （5）辞退

参加表明書の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

## （6）招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和7年11月12日（水）に、郵送でプロポーザル招請通知を送付します。参加資格を満たしていない事業者に対しては、同日に郵送で非招請通知を送付します。

## 7 施設見学（希望者のみ）

施設見学を希望する場合は、次により連絡してください。

※期限内に連絡がない場合は、施設見学を実施しません。

### （1）連絡期限・連絡先

① 連絡期限

令和7年11月18日（金）午後5時まで

② 連絡先

「12 本件担当」をご確認ください。

**（2）連絡方法**

電話に限ります。

**（3）見学日**

令和7年11月26日（水）予定

※事業者ごとに見学時間帯を設定します。

**（4）見学方法**

指定された見学時間帯に、現地へお越しください。

**8 質問票の提出**

本公募に参加するにあたり、質問がある場合は、次により提出してください。

**（1）提出書類**

質問票（様式4）

**（2）提出期限・提出先**

① 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時まで

② 提出先

「12 本件担当」をご確認ください。

**（3）提出方法**

メールにより送付してください。

※メールアドレスは招請通知に記載します。

※電話やFAX、窓口等での質問は受け付けません。

**（4）到着確認**

到着確認のため、質問票を送付後、上記提出先に電話連絡をしてください。

**（5）回答方法**

全ての質問に対する回答を、令和7年12月3日（水）に、公募参加資格のある全事業者に対して電子メールで送信します。

**9 企画提案書の提出**

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、次により企画提案書を提出してください。

**（1）提出書類**

企画提案書（様式5）

**（2）提出部数・綴り方**

① 提出部数

（ア）正本 1部

（イ）副本 10部

② 綴り方

（ア）企画提案書を（A4判・縦型・左綴じ）で綴り、2か所にホチキス止めをしてください。

い。表紙に、企画提案書のタイトル・法人名を記入し、書類ごとにインデックスを付して提出してください。なお、ファイルで綴る必要はありません。

(イ) 副本については、表紙を含め全ての書類に法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。具体的には法人名、代表者名、法人ロゴマーク、印影は全て消すようにしてください。マジック等で塗りつぶした場合、透けて見えてしまうので、塗りつぶしたものをコピーする等、完全に見えない状態にしてください。

### (3) 提出期限・提出先

#### ① 提出期限

令和7年12月9日(火)午後5時まで

#### ② 提出先

「12 本件担当」をご確認ください。

### (4) 提出方法

持参に限りです。

※必ず電話予約の上、ご来庁ください。

## 10 審査

本公募における選定事業者は、学識経験者等を含む選定委員会の審査を経て、決定します。

※審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

※選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定する場合があります。

### (1) 企画提案書提出者の参加資格確認

本件では、企画提案書を提出した事業者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行います。

### (2) 選定委員会の設置

企画提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置します。

|     |        |                    |
|-----|--------|--------------------|
| 委員長 | 福島 正洋  | 弁護士                |
| 委員  | 浅川 悦子  | NP0 法人コンチェルティーノ理事長 |
|     | 遠藤 慧   | 社会福祉協議会職員          |
|     | 田中 耕太  | 保健福祉政策部長           |
|     | 工藤 木綿子 | 世田谷総合支所保健福祉センター所長  |

### (3) 一次審査

一次審査では、提出された企画提案書等に基づく書類審査及び財務審査を行います。一次審査の結果通知は、企画提案書を提出された全事業者に対して郵送します。

### (4) 二次審査

一次審査を通過した事業者を対象にプレゼンテーション・ヒアリングによる二次審査を行います。二次審査の実施時間・実施場所等の詳細は、一次審査の結果通知にあわせてご連絡します。一次審査と二次審査の結果を総合的に判定し、選定事業者を決定します。

### (5) 選定結果の通知・公表

#### ① 選定結果の通知

二次審査の結果通知は、二次審査の対象となった全事業者に対して郵送します。

#### ② 選定結果の公表

選定結果については、応募事業者数、選定事業者の法人名称、所在地及び企画提案書を指

定した理由（審査経過等）を区ホームページに公表します。選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名称、応募内容等は公表しません。

## **（６）審査基準**

本公募では、主に次の点について審査を行います。

- ① 業務の目的、実施に必要な内容についての理解度等
- ② 実施内容の充実度及び計画の信頼度
- ③ 業務実施体制（就労支援員の経験や資格、配置人材、バックアップ体制等）
- ④ 見積経費の妥当性
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

## **11 応募にあたっての留意事項**

### **（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限ることとします。

### **（２）契約書作成の要否**

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行うこととします。

### **（３）契約保証金**

免除とします。

### **（４）著作権の帰属等**

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、区は事業者決定の公表等で必要な場合には、応募事業者が作成した書類の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### **（５）費用の負担**

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募事業者の負担とします。

### **（６）関連情報の入手**

関連情報を入手するための照会窓口は下記１２です。

### **（７）書類の修正・虚偽記載**

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募事業者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認められません。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とします。

### **（８）追加書類の提出**

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがあります。

### **（９）引継ぎ**

選定事業者が現在の受託者から変更となった場合、選定事業者が滞りなく本業務委託を実施できるよう、令和４年度中に現在の受託者から引継ぎを受けてください。

また区が必要と認める場合は、区担当部署等での打ち合わせに参加してください。

### **（10）労働報酬下限額**

区との契約では単年度で予定価格２０，０００（千円）を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確



認すること。

### (11) その他

本公募は事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、企画提案書の内容に拘束されないものとします。

## 12 本件担当

所在地 〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎5階51番窓口

所 管 世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

電 話：03-5432-2188

FAX：03-5432-3020

担 当：五十嵐、大西、山内